

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

○宮城県薬物濫用の防止に関する条例施行規則

(薬務課) 一

○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学選抜者手数料等の特例に

関する規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課) 二

○東日本大震災に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部

を改正する規則

(農業振興課) 二

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条薬務課の分掌事務の項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 薬物の濫用の防止に関すること。

別表第二宮城県薬事審議会の項の次に次のように加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十七号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十八号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(知事指定薬物の指定の告示)

第二条 条例第十三条第四項の規則で定める事項は、指定の効力が生ずる日とする。

(知事指定薬物の指定の失効の告示)

第三条 条例第十四条第二項の規則で定める事項は、指定の効力が失われる日とする。

(身分証明書の様式)

第四条 条例第十六条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

宮城県指定  
薬物審査会

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十八号)第十三条第二項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項の調査審議に関すること。

同

別記様式（第4条関係）

表面

85センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属 職 名 氏 名

年 月 日 生

上記の者は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第68号）第16条第2項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。

宮城県知事

年 月 日 発 行

裏面

写 真

83センチメートル

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第68号）抜粋

- (立入調査等)
- 第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第6号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。
- 3 (略)
- 4 前2項の場合において、第2項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一保健福祉部長の薬務課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

七 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十八号）の施行に関する  
次のこと。

イ 知事指定薬物の指定及びその告示並びに宮城県指定薬物審査会の意見の聴取（第十三条）

ロ 知事指定薬物の指定の失効の告示（第十四条）

ハ 宮城県指定薬物審査会委員の任命（第二十一条）

別表第一薬務課長の専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関する次のこと。

イ 宮城県指定薬物審査会への報告（第十三条）

ロ 報告等の徴収、立入調査、質問及び収去（第十六条）

ハ 製造等の禁止に違反した者に対する警告（第十七条）

ニ 製造中止等の命令（第十八条）

附 則

この訓令は、平成二十七年十月十三日から施行する。